

平成27年第13回花巻市教育委員会議（定例会）議事録

1. 開催日時

開会 平成27年11月20日（水） 午前10時00分

閉会 平成27年11月20日（水） 午前11時00分

2. 開催場所

石鳥谷総合支所 3-2、3-3会議室

3. 出席委員（5名）

委員 照井 善耕（委員長）

委員 中村 弘樹

委員 役重 眞喜子

委員 伊藤 明子

委員 佐藤 勝（教育長）

4. 説明のため出席した職員

教育部長 市村 律

教育企画課長 岩間 裕子

小中学校課長 菅野 広紀

こども課長 小田中 清子

文化財課長 千葉 達哉

5. 書記

教育企画課 課長補佐 鈴木和志 主任主査兼係長 幅下崇則

上席主任 佐々木晶子（書記）

○照井善耕委員長 おはようございます。只今から、平成27年第13回花巻市教育委員会議定例会を開会いたします。会議の日時、平成27年11月20日、午前10時、会議の場所、石鳥谷総合支所3-2、3-3会議室。

日程第1、会期の決定であります。本日一日とすることにご異議ありませんか。異議なしと認め、本日一日と決定いたします。日程第2、報告事項に入ります。事務局から報告をお願いします。菅野小中学校課長。

○菅野広紀小中学校課長 資料No.1をご覧いただきたいと思います。平成27年度岩手県中学校新人大会（後期）の結果についてであります。11月14、15日に行われました岩手県中学校新人大会の後期日程競技において、花巻市内の中学校が優秀な成績を収めましたのでお知らせいたします。

バドミントン男子は矢沢中、女子は湯口中が優勝しました。卓球男子は石鳥谷中学校、柔道女子は大迫中学校、剣道女子は花巻中学校が優勝しております。また、個人競技においても多くの生徒が入賞を果たしております。後期は団体の部で5つの団体が優勝、裏面には剣道もありますのでご覧いただければと思います。

前回、前期の結果についてもお知らせしましたが、前期については4つ、後期は5つの団体が優勝。団体の数としては9団体が優勝ということで、中学生が大変活躍している様子が分かります。今後、学業との両立を目指しながら来年の中学校総合体育大会に向けてますます活躍することを期待するところであります。以上です。

○照井善耕委員長 ありがとうございます。何かご質問ご意見等ございましたらお願いします。

この間お話しましたけれども、付加価値をいっぱい付けて進路にも結びつけていけば学習の方も励みにもなるかと思えますし、また、そういう大きい大会で活躍して、色々な強いところと接触している子供達を感じてきたこととか学んできたこといっぱいあると思いますので、そういうのを皆で聞きあったりしながら、ただ勝った負けただけで終わりにしないで広げることが大事ではないかと思えます。ありがとうございます。では、次の事項について事務局から報告をお願いします。

○小田中清子こども課長 平成27年度の会計検査院実地検査によります保育所運営費国庫負担金等に係る指摘事項について、ご説明をいたします。

本年の7月14日に実施されました会計検査院実地検査で指摘された事項につきまして、委員の皆様方には概要をお知らせしたところでございます。本日は、検査対象ではなかったのですが、会計検査の際に指摘された県の補助事業の部分も含めまして4件の事業についてご報告をさせていただきます。本日の資料につきましては17日、議員説明の際にお示ししたものと同一のものでございます。少し長くなるかもしれませんが説明をさせていただきます。

3ページは会計検査の概要などをまとめたものでございます。1が検査の概要、2は検査項目2点、それから3が指摘事項及び訂正報告4件でございます。その4件の事業に対する指摘事項について説明をいたします。

4ページをご覧いただきたいと思えます。保育所運営費国庫負担金事業の制度概要でございますけれども、これは、法人立保育園に市が保育を委託する場合にかかる費用から保育料を差し引いた額に対して国庫負担金を受領するものでございます。その国庫負担金の算定の仕方ということで下の破線の中の式になります。まず、園を運営するために必要な費用の額をa。それから徴収金の額b、この徴収金と言いますのは国で定めた国基準の保育料の額でございます。その徴収金bを引いた額が国庫負担の対象額cとなります。この国庫負担対象事業費cに国庫負担率d、2分の1でございますけれども、それを乗じた額が負担金の交付額eとなります。残った2分の1を県と市が半分ずつ負担しております。したがって、負担割合は国が2分の1、県と市が4分の1でございます。この仕組みにつきましてはこの後の(2)(3)まで共通する内容となっておりますので、資料にはそれぞ

れ制度概要としてこの内容を記載しています。

それでは（１）保育所運営費国庫負担金における主任保育士専任加算の適用誤りについてご説明いたします。主任保育士加算については破線枠の下の①から④までございます事業を複数実施して、保育士の配置基準が定められた保育士の数を満たしたうえで、更に主任保育士を加配する園に対して加算して交付するものとなっております。指摘事項でございますけれども、この場合１４人の保育士を配置することで加算を受けていたのですが、年度途中の保育士の退職によりまして、保育士が１３人の配置となりました。その園につきましては募集を続けておりましたが確保ができなくて、平成２５年の９月から平成２６年３月まで７か月間、主任保育士専任加算の要件を欠いていたということになります。したがってその分、１，９４５，２８０円の費用が過大ということで指摘をされております。併せまして、主任保育士の専任加算が適用される場合については保育料にも影響がありまして主任保育士専任加算が適用されない７か月分について徴収金が８５，４００円過大と指摘されたところであります。③原因についてですが、園からの請求書に基づいて加算の適用があるものとして委託費を支払っていたということでございます。今後の対応といたしましては過大に交付しました費用の１，９４５，２８０円について当該園から返還していただくこととしております。それから職員配置等の変動があった場合の報告について、これからは周知徹底を図りますとともに請求の確認のため保育士の在職状況など、確認書類を毎月提出していただく等して適切な支出を行って参りたいと考えております。

それでは次、（２）保育所運営費国庫補助金における徴収金（国基準の保育料）の誤認についてでございます。この徴収金は、主に家計を維持している者の税額で判定するわけですが、園児の父母が非課税の場合は同居している祖父母等の税額を合算して算定しております。園児の父母以外の者を家計の主宰者と認定する場合は市町村毎にその基準を定めているところでございます。花巻市の認定基準の優先順位は①入所児を所得税の扶養控除対象にしている者②入所児を健康保険等において扶養親族としている者③その世帯において最多収入、最多納税である者としております。次、②受検内容でございますけれども、非課税世帯の児童１４０人分を対象に行われました。こちらで調査票を作成している際に全件確認をしたわけですが、児童３人、２世帯について家計の主宰者の認定が間違っていたことを発見いたしまして、検査の際にこちらから訂正報告をしております。それから検査の際ですが、検査官が抽出した１８世帯のうち、児童が３人、３世帯について家計の主宰は祖父母を認定すべきであったという指摘がございました。訂正報告、指摘事項を併せまして、徴収金が２，０２８，０００円過少となりまして、国庫負担金の減額となりました。③原因について、徴収金の算定の際に電算システムから出力された帳票によって確認していくわけですが、世帯構成員が変わったことによる課税額の変更があった一部の非課税世帯について、全体の収入金額や課税額の変更が十分に確認できないまま家計の主宰者を誤認していたものであります。④今後の対応でございますけれども、今年度から新制度に変わりますので、システムも変わりましたので、その部分の収入金額の調査についても併せて見るできるようになりました。この部分については改善されてきているところでございます。今後適正な徴収金の算定事務を進めて参りたいと思っております。

３点目の指摘事項ですが、（３）保育所運営費国庫負担金における徴収金の単価の誤りに

ついてでございます。②受検内容等でございますが、こちらで非課税世帯の児童全てを対象に徴収金の単価を確認しました結果、児童18人につきまして徴収金の単価の誤りを発見しましたので、市側から訂正報告をしております。内容は過少と過大がありますけれども合計で11,500円の過少となりまして国庫負担金が減額となります。③原因でございますけれども徴収金の算定が4月から3月までの期間で行うわけですけれども、その際に前年の課税のデータが利用できるようになるまでの期間は前々年の課税のデータを用いて行っております。課税データの年度が切り替わる際に4月に遡って前々年のデータを前年のデータに置き換えるという作業をして徴収金を算定していくという仕組みになっております。反課税データの年度切替までの間の4月、5月に、例えば、離婚されたとか、世帯構成の変更とか、入所退所の決定変更とか異動があった世帯について変更が映されなかったことで単価が誤っていたということを見つけることができなかったというものでございます。④今後の対応について、指摘事項(2)と同様でございますけれども徴収金算定の確認資料として電算システムからデータを抽出してくる際に必要な項目を選択していく。それから、抽出方法等について組織的に検討していくとして、正確に確認できる方法を確認して参りたいと思います。そして、適正な徴収金の算定事務を進めて参りたいと思っております。どの部分をチェックすれば誤認にならないかというチェック項目を作成して、それに従って進めて参りたいというところでございます。

4点目の指摘事項ですが、(4)子育て支援対策臨時特例事業費補助金の適用の誤りについてです。①制度概要ですが、一時預かり事業を実施する法人立保育園に対して市が交付した補助金の2分の1の額を岩手県が市に交付するものでございます。県の交付金は国庫を原資といたしまして岩手県が設置管理している「安心こども基金」から出ていますので、表には補助率の内訳が国が2分の1、市が2分の1として掲載されているものでございます。②受検内容について、この事業は国庫負担金事業ではございませんので今回の会計検査の対象ではありませんでしたが、一番先にご説明いたしました主任保育士専任加算の検査において、加配の適用誤りといった際にこの一時預かりにつきましても必要育児数が基準を満たしていなかったということで指摘されたものでございます。指摘事項でございますが、必要保育士数について5か月以上保育士が不足していた園が2園ございました。2つの園において保育士が退職したしまして必要保育士数に対して1名足りなかったと。園につきましても募集をして努力はしてございましたけれども、なかなか確保ができなかったということです。1つの園は加算の要件を満たしている期間が短かったということで交付額が362,000円過大となりました。それからもう一つの園は加算要件を満たしている期間中に支出した経費は補助基準額が530,000円になっておりますことから、その530,000円を超していたということで過不足はないという結果になっています。③原因についてですが、やはり実施園において制度の理解が十分でなかったこと、また、私ども市においても補助金支出の際に確認が十分にされていなかったという点でございます。④今後の対応ですけれども、過大に交付いたしました補助金の362,000円、これは当該園から返還していただくこととなります。それから職員配置や保育士の在職状況など確認書類等を徴するなど適切な支出をこちらでも行って参りたいと思っております。

9ページは会計検査で指摘を受けました4件の事業費の国、県、市の負担割合、過大に

交付していた園から返還していただく額をまとめたものになります。市議会の12月の定例会で提案する予定であります補正予算案の中に、表の右側になりますが、歳入には園からの返還金を受け入れるための予算案をまとめておりますし、下の欄になりますが、国及び県へ返還するために必要な歳出の予算案を計上させていただく予定としております。

今後のスケジュールですけれども、3ページ目の1番下の今後のスケジュール案ということでお示ししております。12月の市議会の定例会で返還金に係る補正予算を要求いたします。それから平成28年の2月に県議会の2月定例会がございますので、返還金にかかる県の補正予算が公示されるということになっておりますので、その後、県の指示に従いまして返還の手続きを進めるということになります。以上、会計検査院の実地検査による指摘事項につきまして説明を終わらせていただきます。

○照井善耕委員長 ありがとうございます。今報告いただいた件について、ご質問等ございましたらお願いします。

○役重眞喜子委員 確認ということでお尋ねするのですが、徴収金の算定の誤りというのは、あくまで交付金の額の算定上必要な徴収金の算定を誤認したということで、実際の保育料を誤って徴収したとか、返さなきゃいけないとか、新たに徴収しなきゃいけないとかいうことではないと。

○小田中清子こども課長 この徴収金の額は国で示されているもので、市の保育料算定はまた違います。

○役重眞喜子委員 市としての保育料算定には影響しないということで良いんですね。

○小田中清子こども課長 はい。

○役重眞喜子委員 それから、9ページなんですけど、歳入の2つの予定額の合計と歳出の予定額の2つの合計の差額が市で負担する額といいますか、そもそも貰えなかったものということなんですね。

○小田中清子こども課長 そうです。

○役重眞喜子委員 それと、結構、細々した間違いが出てきていると思うのですが、これは会検が今回来てたまたま見つかったと。めったに来ないものですか。

○小田中清子こども課長 本当であれば、前回からあると思うのですが、こちらについては震災があったために会検が入るのがずれていたということは伺っています。

○役重眞喜子委員 会検が来ないから見つからないということもあるのかという風に思い

ますし、あるいはたまたま制度が変わって担当者が詳しく分かっていなかったとか、そのような背景があるのでしょうか。熟練の担当者だったのでしょうか。全部を1人は担当しているのでしょうか。

○小田中清子こども課長 これについては担当者1人となっております。データの切り替えについて、4月、5月の細やかな変更をどこまで拾えるかという部分につきましては、どうしても拾いきれないでしまうという状況なので、ここをどういった項目でチェックしていくかというところはこれから検討していかなければいけないと思うところです。

○役重眞喜子委員 もう一つだけ、色んなシステムと連動して拾っていかなければならない項目がほとんどだと思うんですけど、それについては教育委員会の方で補助という形で事務をしている体制の影響というのは特に関係ないということでしょうか。住基とかのシステムとの連携において担当者同士の情報交換のところでは影響はないのかなと思って。

○市村律教育部長 平成26年度からは補助執行で保育料の部分が全部来ている形となっております。この事案は平成25年度なので市長部局にこのセクションがあった時の話ですけど、今、仕事は人も含めて全部こちらで行っていますので、そういう意味では一部の人を置いてきたからということではないし、税情報は庁内で共通のデータとして保護者の方の承認をいただきながら見られる形になっています。今回は同じ非課税世帯でも世帯構成が変わることによって最多の税額を持っている家計の主宰者がおじいさんおばあさんになっているのにそこのところを見過ごしていたということですけども、データにフラグを立てることによって引っ張ってこれる部分があれば目でチェックできる形になるので、データを引っ張るときのフラグの立て方やチェックポイントの立て方である程度防げるのかなと。税データそのものは必要な部分は見られる形になっておりますので、今回の反省も踏まえてチェック項目をやれば防げるころはあるのかなと。今回、全国でもこの負担金のところで13団体が指摘されておりまして、あるいは今回、世帯の主たる生計維持者というところを会計検査院が重点的に見た可能性があるのかなというところが感覚としてあります。

○照井善耕委員長 はい、中村委員。

○中村弘樹委員 4ページのところなんですけど、園の方では余分にいただいていたということは気付かなかったのですか。主任保育士専任加算のところ、1,945,280円のところを園ではたくさん貰っているって気付いてなかったんですか。

○市村律教育部長 年度当初に14人配置しますということで県の承認をもらうわけですから、人が途中退職した時にこういう動きがあったという報告を受ければこちらでも次からはだめですよということもあったんでしょうけども、毎月請求を出していたということでしたし余計にもらっていたという意識もなかったんでしょう。

○中村弘樹委員 おかしいというか、実際、お金が余ってきますよね。いないのに貰っているのであれば。

○市村律教育部長 加算分として貰っているのは給料と同額ではないので。

○小田中清子こども課長 主任保育士の加算額というのが子供一人の保育単価に入っているのですけれども、加算額自体は3,350円です。

○中村弘樹委員 一般の企業だと売上がこのくらい上がったのはどこから来たんだとなる。給料が上がっても、このくらい上がっているというのが一般企業の儲けになるので、この200万弱のお金が保育園の運営費として残っていたということではないんですかね。そうすると保育園ですぐ気付くと思うんですよね。何でこんなに残っているんだと。法人立保育園の儲ける仕組みは分からないのですが、だいたいとんとんになる計算で補助金を出しているんですよね。その時に会計をやっている人が何で多いんだと気付いて報告しないと。その分が園の利益となってしまっていないんですかという。

○伊藤明子委員 1人減った時点で報告がないのが不思議だなと思ったんですね。補助をいただいているということであれば、14人という認定をいただいていたけれども、今度、寿退社で13人になりますとか、そういう報告がなく、そのままいただいているという事実が、当初の予算はずっといただけるのかという認識がちょっとちがうんじゃないかというところなんです。企業的感觉だとそういうことはもうちょっとシビアにできるんですけれども、こういう補助をいただくということであればもっときちっと連絡がなければ、またこういうことって起こりうると思うんですよ。そこらへんが公的なところの甘さというかがあるんじゃないのかなと。

○中村弘樹委員 企業の場合、儲かれば儲かったでいいんですけれども、従業員の給料に反映させるとかあると思うのですが、今保育士さんの給料も安いので。ただ、補助金を返還しなければいけないという場合は気付くと思うんですけどね。

○伊藤明子委員 基本的にそういう企業的な考え方とは違うので、補助金をいただいていることの認識が甘かったということだよな。

○中村弘樹委員 間違っただで済んで訂正していく方向だと思うのですが、これを故意に黙ってやってしまうとこれから色々な問題が出てくるんじゃないかなと。

○小田中清子こども課長 こちらでも毎月各園から請求が上がってきますので、その際に保育士の状況、今現在何人、担当はこれとかいう部分を請求の中で見れるように様式を改めるとか、チェックが出来るように変えていくということで確認をしながらしていきたい

など考えています。

○伊藤明子委員 徴収に関してだと、子供達に影響はないんですね。それに対しては子供達に返すとか、多くいただいちゃったという風なことはないんですね。

○小田中清子こども課長 はい。子供の数に対しての保育士数というのは適正に入っていたと。ただ、フリーで主任としての役割をする部分については満たしていなかったということになるので子供達の不利益というのとはなかったということであるかと思えます。

○照井善耕委員長 ちょっと質問なんですけど、今回のような問題は、例えば返還することになったんだけど。これは今回、平成25年度分でやったから、24年度、23年度は時効というか対象にならない訳ですか。というのは私も今お二人から出たお話で、逆に園とか家庭とか返還を求められたというニュースを聞いたときに納得しているのかなとちょっと思ったんです。県南のどこかでは「返還を求めるのは如何なものか」みたいな話もあったみたいだけど。だから、例えば、見つかったから返還だとか見つからなかったから返還しなくてもいいんじゃないかとお二人がおっしゃったように制度そのものの主旨がどういうことで、間違っていることに気付いた場合は当然お返しすることなんだよと。だから気が付いた時点で早め早めに対応していかないと後々たまりにたまって大変なことになりますよということで、見つかった見つからないのレベルの問題ではなく制度の意味を改めて確認して、これからのものについてはお互いの立場できちんとチェックしながらいきましょうという方向にいかないとね。検査が当たってしまった。大変なことになったで終わってしまうと補助制度も変なことになってしまうので。そこはやはり気を付けなければならぬ。

○伊藤明子委員 監査とかあるんですか。

○小田中清子こども課長 保育内容とかいった部分については県の指導監査ということで毎年必ず入っています。法人については市長部局で持っているということです。

○照井善耕委員長 返還については園の方も当然了解しているの。

○小田中清子こども課長 はい、園にも説明に参りました。

○照井善耕委員長 今回、資料を見てすごく良くまとまっているなど思ったの。そういうことがあったにしても指摘を受けたことで、まさにどういう主旨の制度なのか、指摘されたのはどういうことなのか、その原因は何だったのか、これからどうすると。あつてはならないんだけど、でも、こうやって実際、皆で一生懸命やってもこういうことがあり得るというのを事後に一つの事例集みたいな形でまとめて、これが一つの部署だけじゃなくて他の部署が事業に取り組むときもチェックポイントみたいにして進んでいくのがすごく大

事なことじゃないかと思ってこの資料を見させていただきました。

多分やっているんじゃないかと思うけど、他市町村の何か、うちにはまだ起こっていないけど起こりうるような事例があればそういう事例もお互い市町村間でやりとりしながら、次にはこういうところに気を付けてお互いにやっていきましょう。そういう風にやっていたら、今度の件も生きていくんじゃないかな、それと理解も深められるんじゃないかなと思っていました。よくまとめられたと思いました。他にありませんか。ではこの件については審議を打ち切ってよろしいでしょうか。ありがとうございました。次に行きます。岩間教育企画課長。

○岩間裕子教育企画課長 私から教育振興基本計画の状況について、資料は添付しておりませんので口頭でご報告をさせていただきます。過日、行われました総合教育会議等いただきましたご意見等を踏まえまして、現在、策定を更に進めているところでございます。今月末を目途に素案という形でまとめたいということを考えておりました、その後12月の下旬からパブリックコメントを実施していきたいと考えております。広報には12月15日号にパブリックコメントの実施についてのお知らせをいたします。通常1か月ですが、下旬からの実施ということで年末年始の休みが入りますので、少し長めにパブリックコメントの期間をとって実施するというを考えております。広報の発行日前に議員への説明を行うということでスケジュールを組んで進めたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。簡単ですが、現状の説明でございます。

○照井善耕委員長 ありがとうございます。何かございますか。役重委員。

○役重眞喜子委員 パブコメに出す素案については前回の教育委員会議、総合教育会議での議論であったり、皆さんからのご意見などをどのような形で反映させているかちょっと分からないままパブコメという感じなのですか。

○岩間裕子教育企画課長 今回の委員会議で出すまでにはまだちょっと熟していない状況だったので、ここにはまだお出しできない状況であることはそのとおりなんですけれども、こちらではパブリックコメント終了後でのご審議という形になるかと思っておりました。

皆様の方には、この間の総合教育会議終了後に変更した点ですとか、更に加えた点等を含めまして議員説明会と同じかそれよりもちょっと前に情報提供という形でお渡しできるかと思うのですが、会議の中でさらにご意見をいただくというのはちょっと時間的に難しいかと思っておりましたので、もしよろしければ情報提供という形で送付ということでご理解をいただければと思っております。

○市村律教育部長 あらかじめお送りしたうえで、次の会議でご意見を聞かせていただくような形で。

○伊藤明子委員 それって普通逆じゃない。順序。そうでもないの、と私は思うんだけど。

教育委員会議でお話しした内容を発表するというのであればこれでいいですかと最初聞いてから発表すると、時間がないからそういう形をとる、そこが私分からない。そういうものではないの。

○役重眞喜子委員 話し合われたことを受けてどういう検討があって、パブコメしたものが、そういう検討が内部であって、それがどういう形で審議委員会に見せることになったかという、そこのご説明があればいいのかなという気はします。

○照井善耕委員長 今のあれでしょ。この前の総合教育会議とその前の会議の中で話し合われたことをやり取りしながらまとめていくと、そして、まとめあがったものが一段落ついた時に、今までの会議の中で話し合われた部分と大きく違っている部分については事前に改めて委員の方にも流して何かあれば意見を聞いて最終的にパブコメの案としてまとめると。あまりにも大きく違ったものがなくて、話し合われたことが生かされた形で、案としてまとまったのであれば同時みたいな格好パブコメに持ってくるというような説明の理解でいいですよ。

○岩間裕子教育企画課長 この間いただいた意見を入れた形で作りまして、また内部で見えていただいてまた修正をもらってということで何回かやりとりをさせていただく中で最終的に素案という形で今月末にはまとめた形でそれを事前に送付させていただくという。

○照井善耕委員長 そうすると事前にまたいただいて、もし委員の中からここについてはちょっと顔を合わせて話し合いたいというところがあれば会議を開いてやると。特に、今までの生かされた形で大きく変更されるような中身でない、OKだよというのであればそのままパブコメにかけていただくというあたりでいかがでしょうか。

○伊藤明子委員 そういうものなのかなと。中村さんも私も企業からきているのでちょっと感覚的に分からないところがありますので。そういうものでよければそれでいいんじゃないかと思うのですが。

○照井善耕委員長 企業とか企業でないとかじゃなくて、やはりここは顔を合わせて話し合った方がいいんじゃないかという中身であれば。

○伊藤明子委員 ただ、一回出してしまえば、訂正しますということができるんですか。

○照井善耕委員長 だから、パブコメに出す前の案を、パブコメに出すにあたってもう一回委員で顔を合わせて話をしましょうという意見が一人でもあれば委員会をやりましょう。

○中村弘樹委員 ちゃんとしたものを作ってからパブリックコメントに持っていかなければいけないというのが筋だと思う。皆、共通理解があってこれでいいよというのであれば

いいんですけれども、委員長さんが言ったように何かあったら修正できるように委員会を開くということを踏まえれば良いと思います。

○役重眞喜子委員 委員の意見が全てではないし、反映されているかどうかではなくて、議事録に残ってこういう風に検討されたという事、それが全てなんですね。それが後々に計画が生きてきたのかどうだったのかということの検証の時に、どういう風に検討されて、論点が検証されて策定されたのかというのは常に委員会の議事録にしか残らないことなんです。責任ある決定機関としてはですよ。残らないということになるので、そこが1回分の議事録しかなくて十分に検討されたんですかと言われてたら、私たちには色んな内部的なやりとりの中でお話しは聞いているし、そこは十分理解しているつもりなんですけれども、外に対してそういう回答がされたということはどこにも証拠がないということになるのかなと。そこを私たちは常に気にしなければならないなど。

○伊藤明子委員 さっきの12月15日号から1月のお話というのは早いような気もしないわけではない。スケジュールが詰まっているんでしょうけれども、なぜそこにもっていかなきゃならないのかなと。

○市村律教育部長 では、事務局の案ができましたら臨時の教育委員会議を開くことで日程調整を12月の初めにさせていただきたいと思います。

(日程調整)

○照井善耕委員長 では12月4日の午後2時で。

○伊藤明子委員 申し訳ございません。何か自分の言葉に責任が取れなくなったら困るなと思ったりなどしたものですから、大変失礼いたしました。

○照井善耕委員長 では、この振興計画の策定にかかわっては他にはよろしいですか。それではこの件についての質疑はこれで終わりいたします。その他、事務局から何かございますでしょうか。委員さん方から何かないでしょうか。それでは以上をもちまして定例の教育委員会議を終了いたします。ありがとうございました。